

日高村交流拠点施設指定管理者募集要項

1. 対象施設の概要

(1) 名称

日高村交流拠点施設

(2) 所在地

日高村下分 1889 番 1

(3) 設置目的

地域資源を有効活用し、都市との交流を図り、日高村のブランド価値を高めると共に、地域住民同士の交流促進に資するための交流拠点施設である。

(4) 施設概要

構 造 木造 2 階建て

敷地面積 280.33 m²

建築面積 84.19 m²

延床面積 119.76 m²

施設概要 1 階：キッチン、カフェスペース、事務室、車いす用客室

2 階：交流スペース、客室(シングル)①、客室(シングル)②、客室(ツイン)

2. 指定期間

令和 6 年 10 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年 6 ヶ月間の予定

3. 指定管理者が行う業務の範囲

日高村交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和元年日高村条例第11号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）なお、詳細は別紙「日高村交流拠点施設指定管理者仕様書」のとおりです。

＜条例（令和元年日高村条例第11号）を抜粋＞

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 宿泊施設の利用許可等に関する業務。
- (2) 宿泊施設の運営に関する業務。
- (3) 宿泊施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (4) 宿泊施設の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務。
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務。

4. 指定管理料

(1) 指定管理料

上記に定める指定期間における指定管理業務に係る費用の参考価格は 15,882 千円（消費税及び地方消費税、事業所税その他一切の経費を含む。）です。なお、提案された指定管理料がこの参考価格を上回っている場合は、指定候補者として決定しない場合があります。指定管理料の提案額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を現行税率(10%) で計算してください。

各年度の指定管理料は、予算案の議決を経て決定するものであり、提案される指定管理料は、候補者を選考する上での参考資料として使用するものです。各年度の指定管理料を保証するものではありません。

また、指定管理期間中に日高村が条例に定める使用料を改定した場合は、日高村の承認を得た上で、使用料を変更できるものとします。

(2) 指定管理料の支払

各年度の指定管理料は、年度ごとに協定を締結し、当該協定で定める方法により支払います。

(3) 指定管理料の不精算

指定管理業務を日高村が示した業務基準どおりに確実に実施するなかで、利用料金収入や経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

なお、当該余剰金が指定管理料、利用料金による収入、管理業務の実施状況又は管理業務に係る決算の状況及び日高村による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、日高村との協議により、当該余剰金のうち日高村に納付すべき額又はその他目的に充てるべき額を定めることができます。

また、利用料金相当額に対して実際の利用料金等が減少した場合でも、原則として指定管理料による補填は行いません。ただし、日高村の指示等により管理運営業務に変更があったとき又は 自然災害等の不可抗力発生により経費が増加した場については、この限りではありません。

(4) 指定管理者の収入(指定管理料を除く。)として見込まれるもの

- 1 宿泊料金
- 2 その他施設設備利用料金
- 3 自主事業収入

5. 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は条例第 10 条第 1 項の規定により日高村の承認を得て同条例別表に定め

る額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で利用料金を徴収し、同条第 3 項の規定により自らの収入として収受します。また、別表に掲げるもの以外のものに係る利用料金は、指定管理者が日高村の承認を得て定めるものとします。

（２）利用料金の減免

条例第 11 条第 1 項の規定により利用料の減免又は免除する場合は、日高村交流拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和元年日高村規則第 6 号）第 7 条の規定によるものとします。

6. 応募資格

- （１） 団体であること（法人格の有無は問いません。）。
- （２） 団体又はその代表者次のいずれかに該当する団体は応募できません。
 - 1 法律行為を行う能力を有しない者
 - 2 破産者で復権を得ない者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等
 - 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - 5 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - 6 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - 7 本村における指定管理者の指定の手続において、その公平な手続を妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 8 村税等の公租公課を滞納している者
- （３） 団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力が当該施設の管理するにあたって適当と認められること。
- （４） 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。
- （５） 前各号に定めるもののほか、施設の性質又は目的に応じ、施設の管理を行うに当たって必要である事項を備えていること。

7. スケジュール

- （１）公募期間・・・・・・・・・・・・・・・・令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 8 月 16 日

- (2) 質疑書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月12日
- (3) 設計図書及び備品台帳の閲覧・・・・・・・・令和6年8月6日～令和6年8月14日
- (4) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月14日
- (5) 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月16日
- (6) 選定委員会の選考・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月20日
- (7) 選定結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月下旬
- (8) 議会提案・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月下旬
- (9) 指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年9月議会議決後
- (10) 業務の詳細について協議・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年9月中旬～
- (11) 協定締結・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年10月1日

※選定委員会は提案者の採点を行うのが主な役割です。村は、選定委員会の結果を踏まえ、指定候補者（指定管理者として指定すべく村議会に提案する団体等）を決定します。

8. 申請

本指定管理者の指定を希望するものは以下のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類（各1部）

- 1 指定管理者指定申請書(様式1)
- 2 団体の概要書(様式2)
- 3 事業計画書(様式3)
- 4 収支予算書(様式4)
- 5 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 6 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
法人以外の団体にあっては、代表者の身分を証する書類、会則、構成員名簿等
- 7 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類[未納のないことの証明。国税(税目は、法人税と消費税)・高知県税・日高村税]
- 8 貸借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要がわかる書類
- 9 指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式5)
- 10 指定管理指定申請辞退届出書(様式6)
- 11 その他必要な書類

(2) 提出期限 令和6年8月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所 〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷61-1

日高村役場 企画課 日高村交流拠点施設担当宛

メールアドレス kikaku@vill.hidaka.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール・直接持ち込み（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送とします。なお、メールにて提出する場合は、送信した旨の電話連絡を必ず行っ

てください。

9. 設計図書（建築図面等）及び備品台帳の閲覧

- （１） 閲覧期間 令和 6 年 8 月 6 日～令和 6 年 8 月 14 日（土日祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 : 00 まで）
- （２） 閲覧場所 日高村役場 1 階閲覧会場

10. 質問の提出期限、方法等

本業務に関して質疑がある場合は、質問書（様式 7）を提出してください。

- （１） 提出期限 令和 6 年 8 月 12 日（月）午後 5 時（必着）
- （２） 提出方法 電子メールで提出してください。
(メールアドレス : kikaku@vill.hidaka.lg.jp)
- （３） 回答方法 提出された質問に対する回答は、質問内容を含め、質問者を伏せたうえで参加する事業者すべてに開示します。

11. 企画提案書等の提出

指定管理者指定申請書(様式 1)の提出を行った後、以下の内容に従い提案書等を提出してください。

- （１） 提出期限 令和 6 年 8 月 16 日（金）午後 5 時（必着）
- （２） 提出場所 8 の（３）と同じ
- （３） 提出方法 上記提出場所に直接持ち込み（土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送とする。
- （４） 提出書類 ①業務実施体制（様式 3）②企画提案書（A 4 判様式：作成枚数は任意 ※必要に応じて他サイズ用紙で資料作成も可）
- （５） 提出部数 （４）①、②をそれぞれ 7 部

12. 業者の選定等

- （１） 選定方法
日高村指定管理者選定委員会において評価基準に基づく審査を行い、指定候補者を選定します。
- （２） 審査方法
提出書類の審査及びプレゼンテーションでの提案の総合評価により、選定委員が審査を行います。
- （３） 評価基準
評価表（審査別表 1）にて、各選定委員（計 5 名）の評価点数の合計点数を評価基準とします。

(4) 選定委員会の開催

指定候補者を公正かつ適正に選定するため選定委員会を開催します。なお、企画提案書等をもとに選定委員会が評価を行うために申請者によるプレゼンテーションを実施します。

(5) プレゼンテーション

①期日 令和6年8月20日（火）17：30～（予定）

※ただし、参加事業者数等により変更する場合もあるため、日時、場所等の詳細については別途連絡します。

②時間 プレゼンテーションを30分以内で実施し、質疑応答を30分以内で実施するものとします。

③その他 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配付など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とします。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとします。なお、プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とします。

(6) 指定候補者の選定

選定の結果、総合評価点の合計が最も高い提案事業者を指定候補者として選定します。ただし、評価点が同点の事業者が複数ある場合は、審査委員会の委員の多数決により選定します。また、併せて、予備候補者についても選定し、指定候補者が業務を実施できない見込みとなった場合は、次の順位の予備指定候補者を繰り上げることとします。

(7) 選定結果の通知

選定の結果は別途文書で通知します。選定結果に関する異議の申し立ては受け付けません。

(8) 失格事項 次のいずれかにか該当する場合は失格となります。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類及び提出内容に虚偽があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13. 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、村議会の議決を経て行われます。指定管理者として指定された場合、実際の管理に当たっては、村と指定管理者は内容等について協定を締結します。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定

です。

14. 注意事項およびその他

- (1) 契約締結においては、令和6年10月1日締結を予定しており、9月議会による当該指定管理者の指定にかかる議決があった場合に限り、指定することとなります。
- (2) 提案に関する費用はすべて提案者の負担となります。
- (3) 提出物は返却しません。
- (4) 一の団体が本件に関し、複数の提案をすることはできません。
- (5) 日高村が受理した提案書は理由のいかんに関わらず返却しません。
- (6) 日高村が受理した提案書は追加、差し替え等変更は認めません。
- (7) 提案者が提案を辞退するときは必ず申請辞退届出書(様式7)を提出してください。
- (8) 議会の議決により、指定候補者が指定管理者として指定された日以降に辞退することは理由のいかんに関わらず認めません。万一、辞退した場合、日高村が被った損害について賠償しなければなりません。
- (9) 指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を、自らの費用負担により行うこととします。
- (10) 提案書等は、日高村情報公開条例(平成18年日高村条例第34号)に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとなります。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非公開とします。

15. 連絡先

〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷 61-1
日高村役場 企画課 日高村交流拠点施設担当宛
(電 話) 0889-24-5126
(FAX) 0889-24-7900
(メール) kikaku@vill.hidaka.lg.jp